

## 各国におけるメディアの扱い

	日 本	ド イ ツ ( 2 0 0 1 )	イギリス ( 1 9 9 8 )	フランス ( 改正法案 )	E U 指令 ( 1 9 9 5 )
適用除外範囲	報道目的（一部でも報道目的を含むもの） （文学・芸術でも、事実を伝える意図が一部であれば報道に含まれる。）	報道目的 文学目的（ルポルタージュ的なものに限られる）	報道目的のみ 文学目的のみ 芸術目的のみ	報道のみ 文学及び芸術上の表現目的のみ	ジャーナリズム目的のみ 芸術・文学表現目的のみ
義務規定	全て適用除外	（適用） ・秘密保持 ・技術的・組織的保護措置 ・安全管理に係る損害賠償 （ ）放送局には更に開示義務等が適用 ----- （適用除外） ・利用目的制限 ・事前届出 ・開示・訂正	（適用） ・安全管理義務 ・規律違反に係る損害賠償 ・事前届出 ----- （適用除外） ・開示、訂正、消去 ・利用停止 （ ）下記のガイドライン遵守を前提として適用除外。	（適用） ・データ処理の責任 ・データ処理の要件 ・安全管理措置 ----- （適用除外） ・センシティブ情報収集禁止 ・事前届出 ・開示・訂正	必要がある場合に限り適用除外 （適用） ・救済 ・行為基準の作成 （特別調査委員会勧告） 「安全管理措置について適用除外は認められない」 ----- （適用除外） ・一般準則 ・第三国移転
監 督	主務大臣なし	州監督官庁（州内務省など）	データ保護コミッショナー	情報処理・自由に関する国家委員会（CNIL）	
行為基準等 （ガイドライン等）	基本原則にのっとり自主努力 安全管理等必要な措置を自ら講じ公表するよう努力	業界団体がガイドラインを作成し、監督官庁の審査を受けることができる。 （ ）実態として、審査を受けざるを得ない状況がある。	業界団体がガイドラインを作成し、国務大臣が指定。	業界団体がガイドラインを作成し、監督官庁の審査を受けることができる。	行為基準（ガイドライン）の作成を促す。 業界団体が作成するガイドラインの法適合性について国の審査を受けることができる。
取材の相手方等	表現の自由を妨げるような主務大臣の勧告・命令等は行わない（第40条（配慮義務））。	なし	なし	なし	なし